

定期券の払戻額の計算方法

● 定期券の払戻額の計算方法

例：最終使用日が4月8日だった場合

- ① 4/8以降、定期券の残りの有効期間が1カ月未満の場合
⇒ 払戻額はありません。
- ② 4/8以降、定期券の残りの有効期間が1カ月以上ある場合
⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、払戻額がない場合もありますのであらかじめご了承ください。

払戻額 = 通常の定期運賃（券面の金額） - 使用済月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1カ月または3カ月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1カ月未満の日数は、1カ月使用したものとして計算します。

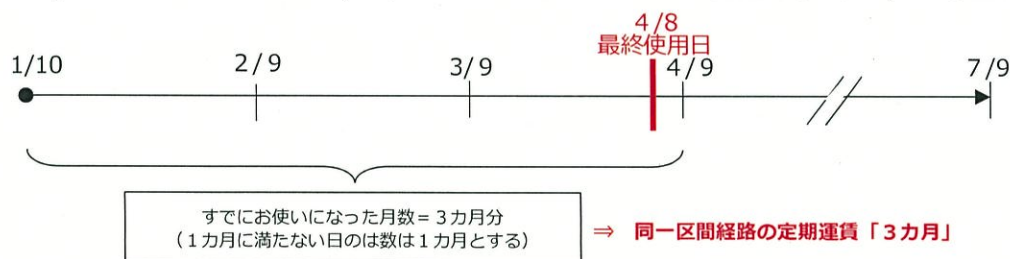
使用した月数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1カ月	1カ月×2	3カ月	1カ月+3カ月	1カ月×2+3カ月

計算例

2020年1月10日から6カ月有効の 大阪⇔高槻（JR京都線経由）通勤定期券の場合

⇒ 4/8を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した3カ月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 38,020円（発売額） - 22,580円（3カ月） - 220円（手数料） = 15,220円払いもどし



● 有効開始日から7日以内の取り扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどしいたします。

計算例：2020年4月4日から1カ月有効の 大阪⇔高槻（JR京都線経由）通勤定期券の場合

⇒ 4/8に払いもどし申し出があった場合、発売額から既に使用した5日間分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 7,920円（発売額） - (520円（往復普通運賃）× 5日） - 220円（手数料）
= 5,100円払いもどし

● 参考

- ※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。
- ※ 定期券の1・3・6カ月のそれぞれの定期運賃は[こちら](#)でお調べいただくことができます。